

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

| | | | | |
|------------|--|------|-------------|-------|
| 招集日時 | 平成22年3月9日(火) 午後1時30分 | | | |
| 招集場所 | 蟹江町役場 3階 協議会室 | | | |
| 出席委員 | 委員長 | 吉田正昭 | 副委員長 | 小原喜一郎 |
| | 委員 | 伊藤俊一 | 委員 | 中村英子 |
| | 委員 | 黒川勝好 | 委員 | 奥田信宏 |
| | 委員 | 猪俣二郎 | | |
| 欠席委員 | なし | | | |
| 会議事件 | 町長 | 横江淳一 | 副町長 | 水野一郎 |
| 説明のため出席した者 | 産業建設部長 | 河瀬広幸 | 産業建設部長兼土木課長 | 水野久夫 |
| | 産業建設部長兼農政商工課長 | 西川和彦 | 水道部長兼水道課長 | 佐野宗夫 |
| 職務のため出席した者 | 議長 | 大原龍彦 | 議事局長 | 松岡英雄 |
| | 補佐 | 金山昭司 | 書記 | 山田尚徳 |
| 付託事件 | 議案第9号 蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について 議案第14号 蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について 議案第15号 蟹江町水道事業等の設置に関する条例の一部改正について 議案第16号 町道路線認定について | | | |

○委員長 吉田正昭君

皆さん、こんにちは。雨の中、委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

お手元に、議案第9号の議題の中で請求がありました資料が配付してありますので、お願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付しました式次第に記載されておりますように、最初に議案第9号の審査を行い、続いて議案第14号及び16号、最後に議案第15号の審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって本日の会議は、お手元に配付した次第により行います。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしく申し上げます。

最初に、議案第9号「蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

失礼をいたします。補足説明ではございませんが、本議会で資料要求のありました第9号資料請求、まちの駅の設置工事についての報告でございます。

私、1枚はねていただきまして、2ページ目でございますが、本会議で黒川議員からご質問いただきまして、指名業者数12社とお答えをしております。ところが、ちょっと私ども勘違いがございましたので、担当課長と打ち合わせした分を12社と勘違いしておりました、実質は10社でございますので、きょう、指名人調書のとおり挙げさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

それと、少し請求資料の中身を補足の上、説明させていただきますので、よろしくお願い

いたします。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

それでは、お願いします。

1 ページをお願いします。

(仮称) まちの駅の設置工事についての報告です。

1 番、計画の目的は、(仮称) まちの駅設置工事。

2 番、契約の方法は、指名競争入札による契約。

3 番、契約金額、金3,150万円。うち消費税が150万円です。

4 番、契約の相手方が愛知県一宮市時之島字吹上23-2、株式会社中村工業、代表取締役中村武弘。

5 番、契約期間は、平成21年12月21日から22年3月29日でございます。

6 番、支出科目は、平成21年度一般会計の9月補正でございます。6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費、15 節工事請負費でございます。

2 ページをお願いします。

指名人調書ですけれども、ナンバー1の岐建株式会社名古屋支店の資本金、総点数1361点から10番の株式会社中村工業1億8,000万円の1094点でございます。

3 ページをお願いします。

指名業者の選定理由でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、工事の指名業者数は10社以上とする。

それから、2番ですけれども、蟹江町建設工事請負業者選定要領の第2条の規定に基づく工事で、基準としてはC等級の5,000万円未満2,000万円以上の工事であります。

3として、当該建設工事は、建築基準法上特殊建築物、用途としては集会場であり、また短期間で完了する必要があるため、蟹江町建設工事請負業者選定要領第4条の規定を適用し、等級A及びBを選定しました。

4番として、蟹江町建設工事請負業者選定要領の20年度と21年度の工事業者一覧から地元業者を優先して、町内4社を選定しました。

5としまして、本工事の内容をかながみ、過去において蟹江町で同等規模以上の建設工事を確実に履行した実績のある町外6社を加えて、10社としました。

4 ページをお願いします。

入札の執行調書ですけれども、21年12月16日に執行しまして、1の岐建株式会社名古屋支店は辞退で、辞退は2件あります。それ以外で、1回で落札しまして、10番の株式会社中村工業が3,000万円で落札して、150万円の消費税を入れて契約しました。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

この件につきましては、補正予算のときから、いろいろ私たちとしても問題提起をさせていただいた施設でありますので、この条例にかかわること、またこの施設にかかわることなど含めながら、少し質問をさせていただきたいと思いますが、まず直営というような形にこれは経営されるようになってきていると思うんですが、町の直営ですね。先日出されました蟹江町の行政機構図という中では、政策推進室のふるさと振興課というところで、ダイレクトに、直にこの施設を運営するというふうになっておりますので、この施設の運営の仕方ですけども、例えばこれは、ふるさと振興課の課長が責任者となってやるものなのか、それとも以前に説明がありましたように、駅長というようなものを置くとか、事務員を置くとかというようなお話がありましたけれども、人の手当てに対して、まずどのような状況になるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

この施設は、もともと公共施設でございますので、公共施設として設置をいたし、管理は、今おっしゃったように、ふるさと振興課に施設として所属をします。ですから、管理をする立場としましては、ふるさと振興課の管理職員、これはまだあれですが、管理職員を管理者として置きます。

それと、あと臨時職員を予定しております、これはシフト体制もございますので、大体2名ぐらい、1名から2名ほどを臨時職員として予定しております。ですから、ふるさと振興課の附属施設として管理職員が担当、それと臨時職員のシフト体制でやって、1名か2名というような管理体制としたいと。

あと、駅長につきましては、これは、もともと私どもは一番街のまちの駅と同じように、ご来店の方たちに、本来なら駅長をやっていただけと考えておりますので、例えばこれからいろいろかかわる商工会、婦人会、ガイドボランティア等々の団体の中から、そういう経験、ノウハウもある方がおられれば、できれば未来的には駅長として、例えば日がわりの駅長でも結構でございますので、そんな形で民間からの協働運営として、一緒に運営をさせていただければ一番ありがたいと、このように考えております。

○委員 中村英子君

以前の説明では、常時そこに駅長というようなものを臨時かどうか分かりませんが、雇って、それにかかわる費用は、一体幾らなんだということをお話をした経過があったと思うんですけども、その時点においては、何か数百万円みたいなお話も説明が、それに人件費がかかるというようなお話もあったと思うんですが、今お聞きすると、そうすると、あく

までも担当課がこの施設の管理職員としてここを運営し、そして臨時は1名から2名、常時そこに置くのかどうかよくわかりませんが、臨時というのは、常時この建物の中に1人だと思っんです、それは交代でやるんだと思っんですけれども、臨時は、常にこれは臨時で採用していった、雇った人を常時そこに置いておくということなんですよ、今の説明ですと。

それから、もう一回、駅長というものは、ボランティアでお願いしたいという話があったんですが、ちょっとボランティアで、どういう形になるのかわかりません。私たちとしては、駅長というものは雇って、お金を払って常時ここに勤務体制をとるものというふうに思っおりましたので、もう少しその辺の説明をお願いしたいと思っすし、以前の説明ですと、観光協会の事務局として使うんだというようなご説明もあつたと思っんですけれども、観光協会の事務局というものとの関連というのも、どうなってくるのか、その辺のところをもう少し説明をお願いしたいと思っす。

○産業建設部長 河瀬広幸君

まず、臨時職員は、やっぱり時間数の制限がございますので、大体1人は常駐する予定でおります。先ほど言いましたように、シフトで、交代でやるとか、そんな感じで常駐人手を用意したいと思っています。

それと、駅長さんのことですが、これは将来的にという意味でお話をしました。当然これは、現段階は公共施設ですので、ふるさと振興課が管理責任者として、管理するということになります。

○委員 中村英子君

ボランティアでは、どういうイメージですか、駅長をボランティアで雇うというのは。

○産業建設部長 河瀬広幸君

将来的に、例えば今団体さん、いろいろ仕組みをやっていただいていますので、その中で、例えば町の歴史に詳しい人だとか、観光に詳しい方とか、もしくは婦人会で、そういう部分のある方、そんな方たちを一日、日がわりの駅長でも結構ですので、そんな形でやっていただけるのが理想と考えております。ですから、一つの流れではなくて、今は施設の管理者ということで、まちなか交流センターの管理者ということで置きたいと思っています。例えば図書館の館長だとか、そんな感じでお考えいただければよろしいかと思っいます。

(「観光協会」の声あり)

失礼しました。観光協会のほうは……

(発言する声あり)

ええ。観光協会のほうの事務局機能も持たせますので、観光協会の事務的なことも、そちらのほうでカバーしたいと。ですから、今現在置いてある臨時職員も含めまして、そちらのほうに出向して、観光事務のほうも一緒にやらせたいというふうに考えております。ですか

ら、将来は、観光協会のほうは、そちらのほうに協会として独立して立ち上げる場合については、観光協会のほうの関係のことも一つの選択肢であるというふうに考えております。

○委員 中村英子君

そうしますと、常駐するのは、管理者として職員を1名張りつけるということなんですかね、駅長ではなくて。管理者というのは、町の職員を常時そこへ1名と、それから臨時の1人の常勤の人と常時2人そこに張りつけるという意味ですか、その場所に。

○産業建設部長 河瀬広幸君

管理者としては、駅長と呼んでも構いませんが、ふるさと振興課の管理職員が入りますので、8時間体制で常時詰めることはございません。一応ふるさと振興課の事務をし、またなおかつ交流センターの管理者としての事務を行うということですので、常時おりますのは臨時職員です。それと、ふるさと振興課と交流センターを同時に管理していくと、管理者としては、そういう形になると思います。

○委員 中村英子君

あと、人件費というのは、では臨時職員ということだけになるんですか。ふえる人件費というのは、どの程度かわかりませんが、ここで施設の維持管理費ではなくて、人件費は、では幾らぐらいになっていくのですか、まず。

○産業建設部長 河瀬広幸君

人件費という言い方で申し上げれば、ふるさと振興課の職員ですので……

○委員 中村英子君

1人はね。

○産業建設部長 河瀬広幸君

ええ、1人は。ですから、人件費は、一般会計の中の人件費という。あと、臨時職員といたましましては、今のところ約180万円ほどを見込んでおります。これは、今シフトで、大体1名から2名を予定しておりますので、大体年間の稼働日数300日ぐらいを臨時職員雇うとすると、大体それなりの賃金が出ますということで計上してございます。

○委員長 吉田正昭君

いいですか。

○委員 中村英子君

それで、何か食べるものをつくって提供するというので、素人の人でも、だれでも、ワンデイシェフだか、何とかカフェだかよくわかりませんが、そういうスタイルをとるということで、説明書にも結局飲食店の許可が要るのでというような記述があります。飲食店の許可というのは、特定の人にとられて、許可をとった人の責任において料理が出されるというふうなことになると思うんですけれども、飲食店の許可というもの、どういう形で、だれがどうとって、どういうふうに参画するのかということなんですけれども。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

その件に関しては、事前に保健所と協議しまして、売るものに対しての食品衛生の許可が必要だということで、今現在は予定の職員の配置で、食品衛生の講習を受けた者が張りつく予定でございます。そのときは、その料理を出すときということでございます。

以上です。

○委員 中村英子君

では、許可をとる人というのは、職員なんですかね、現在。講習を受けて、飲食店をやってもいいよと、物を提供してもいいよというのは、現在いる職員が講習を受けて、保健所からオーケーが出るというスタイルということなんですかね、今の説明だと。そうしたら、例えばそこで一般の人たちが、利用する人たちが料理をして他人に出す場合は、この職員というのは、常時その場に張りついていないといけないと思うんですよね、実際には、そういう人がいないことには、普通の人々が料理をつくって他人に出すということは、法律上ちょっと問題があるので。そうすると、この職員は、職種が何と兼ねているのかよくわかりませんが、講習を受けて許可をとる職員というのは、何の今仕事と兼職になるのかというのは、ちょっとわかりませんが、そうすると、料理をするというような状況で貸している間は、その職員は常時ここに詰めなければいけないと、そういう話になると思うんですけれども、そういうような認識でよろしいですかね。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

22年度の予算では、食品衛生の登録の2名分、一応予定を考えています。それで、完了検査のときに、その人がおらんと、保健所の完了検査、そういうのが得られないということで、まずはその人の名前で挙がっています。それで、5月8日のオープンですので、それまでに何らかの形で2名を登録する予定でございます、新規で。

(「新規で」の声あり)

はい。新規で食品衛生の登録をとりたいということを考えています。

以上です。

○産業建設部長 河瀬広幸君

ちょっと補足をさせていただきます。

もともとワンデイシェフの考え方は、ある程度予約制で、一定に決められた日にちに用意をしますので、前からわかるわけですね。ですから、例えば10時から2時ごろまでの間に、そこで調理をしようとするとき、そのときには、道草の駅に食品衛生管理士が必要だと、こうなっておりますので、基本的には、そこに張りつく飲食も含めて、食品衛生管理者の講習を受けまして、資格を取らせる予定であります。その中で、きちんと料理を管理しながら、出せるという状態にしたいと思っております。

○委員 中村英子君

だから、大体のことはわかったんですけども、まず料理を出そうとする者は、食べるもの、何であろうと、町の職員が講習を受けて、申請をして、その2名の人にいいよとオーケーをもらって、この2名の人は、例えばそこで料理するような借り方があれば、常時そこに張りついてなきやいかんと。では、この職員は、どういう町の仕事で、何をしておる人がこの資格を取るんですか。そこに行って、張りついてなければいけないわけだから、自分の仕事というものもあるわけでしょう。それは、どういう人がやるんですか、職員の中では。

○産業建設部長 河瀬広幸君

職員の中にも、衛生管理士を持っている者もございますけれども、基本的には、今、おおよそ臨時職員には取らせることを第一義的に、それは常駐しますので、当然その常駐の時間帯でワンディシェフの人が発生しますので、取らせるということがまず1つ。それから、あと1つは、ふるさと振興課の管理職員の中での職員に、まず取らせることが1つ。その辺のことを今検討しているところでございます。ですから、4月に入りましたら、衛生管理者の講習を受けさせて、ともかくふるさと振興課もしくは職員、あわせた中での資格を取ということで今考えます、講習を受けさせて、そんな状況になります。

○委員 中村英子君

それでは、ちょっと今考えていること、違ったんですけども、常勤させる臨時職員に、この資格を取らせるということ。5月8日にオープンするので、いつから雇うか知りませんが、ここに常駐させる臨時職員が食品衛生の講習を受けて、許可をとらせると、そういうことですか。それで、保健所のほうはオーケーがとれるという話になっているんですか。

○委員長 吉田正昭君

まだありますか。

○委員 中村英子君

そして、次ですけども、いろいろ今回の条例では、使用料とかということで出ているんですけども、駐車場をイベント会場というか、イベントをするときに貸すと、そのときに1平方メートル幾らという形で出ているわけですけども、イベント会場で貸した場合、ここをとる人たちの駐車場というのは、どういうふうになるんですか。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

学戸ふれあいプラザの西のグラウンドを今度整備しまして、軽四を入れると、7台ぐらい入れられます。それで、それ以外多く必要な場合は、少し遠くなりますけれども、役場の駐車場をご利用いただきたいと考えています。

以上です。

○委員 中村英子君

いずれにしても、駐車場は余り、役場まで来なければいけないのかということになるんですけども、駐車場の心配というのは、近くにとめてしまうとか、そういうこともあるので、

残るんじゃないかなというふうに思うんですが、一つ心配として残っているんじゃないかと思えます。

それから、この施設の建築に関する総費用についてですけれども、入札した建物は3,150万円ということで今説明がありました。当初の予算では、これは3,600万円ということで、この臨時交付金の中には発表があったんですけれども、その差額分だけで、十分内部の厨房関係も今後購入したり、いろいろなものをここで購入するというふうになってはいますけれども、これは総予算としては、大体どれぐらいになるものなのか、一応の予定としては。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

経済危機対策の臨時交付金の中の一つでありまして、一応、予定では4,000万円弱、それで1割が町の一般会計、それで全体通しまして約4,000万円ということを考えています、備品も含めて。

以上です。

○委員 中村英子君

そうすると、今後入れられる備品というのは、総予算4,000万円でしたので、ちょっと間違えてすみません。4,000万円でしたけれども、あと3,150万円で建物をやっていますので、あと850万円ぐらいということになるんですけれども、では備品関係というのは、何をどういうふうにセットをするのか、ちょっとその中身についてもよくわかりませんので、どういものが購入されるのかというのを説明してほしいんです。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

まちなか交流センターに見合った家具等をちょっと楕円形の机をみんなで5つぐらい、1つが一番大きいのを入れまして、あと4つぐらいは客席用の机、あと備品はテレビ、それから冷蔵庫等いろいろなものがありまして、当初的には200万円ぐらいを予定していますが、何せいろいろなものが新規ですので、要るものが数多くありまして、今買う契約したのものもありますけれども、今後買う予定のものも計画中でございます。

以上です。

○委員 中村英子君

それから、この施設に係る経費についても、以前に説明があったんですけれども、100万円か120万円ぐらいだったのではないかと記憶しておるんですけれども、それについては8つぐらいの事業、これは以前に説明があったことですね。まちの駅の記念コンセプトの中で、8つぐらいの事業が示されまして、そのうちの1つはワンデイシェフキッチンとか、あと観光グッズだとかの販売だとか、それから花卉や野菜の売上金だとか、イベントの会場の使用料だとか、その他もろもろ8つぐらいの事業が示されて、そこからの収益金は111万円ぐらいの見通しですよ。実際にやっていないんだから、どうなるかわかりませんが、そのような形でペイできると、そういうようなお話があったと思うんですが、これは、

このままの認識でよろしいんですかね、事業内容その他見込み。どのようにこれは展開していくのかちょっとわかりませんが、ペイできるという見込みですけれども、見通しについてのやり方もあると思いますが、その辺について、どういうふうにお考えですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

9月に一応私どもの試案としておつくりしたものが、今、中村委員がおっしゃった数字でございますが、それで、それから建築に入り、いろいろ政策推進含めてやっております。条例の制定におきまして、その点も再度詰めまして、結果的には、公共施設ということで、基本的には使用料はいただくものの、できれば皆さん、要するにたくさん使ってもらいたい、生きがいで使っていくためには、できるだけ負担にならないものと考えておりますので、その点、考えているのがまず1つ。

それで、管理基準としましては、今のところ電気料の光熱水費や、それからインターネットの通信料等含めて、管理費で約200万円ほどかかる予定をしております。それは、ことし、22年度の予算の中で、まちの駅設置管理費を見ていただければわかると思います。それに対して、収益の部分でございますが、基本的には、1年目につきましては、広くやっぱり知っていただくために、ペイをしたい、そんなことで使用料はあるものの、基本的には、まちなか交流センターの趣旨目的を達すれば、できれば減免規定も使いながら、一般にたくさん使っていただくことを趣旨としますので、予算としては頭出し1,000円をさせていただいております。それは、収入見込みとしての頭出し予算をさせていただきます。

それで、業務の展開でございますけれども、9月にはいろいろお示ししましたが、現段階では、条例にありますように、7つの目的を達成するために事業展開していきたいと。

それで、まず1番目が町民及び町内会の交流促進ということで、これはスペースとしては、トイレだとか利用について店案内できますよというようなニュアンスでありますし、展開としては、談話コーナーとか、喫茶サービス、それからワンデイシェフもその範疇に入ると思っています。

それから、町の観光のシンボルといたしましては、パンフレット等の配置及びPRで、これは主に来訪者のおもてなしを主体にやっていきたいなど。それから、町利用もありますでしょうし、それから民間行事、これは、よくやられております近鉄のハイク等も含めました連携を図っていきたいと。

3点目の町民との協働によるまちづくりの推進、これは協働によるということですので、各それぞれの交流センターでかかわっていただく町民団体等、このような方と協働運営を目指すという、先ほど私が申しましたように、そのような協働運営をさせていただいて、考えとしましては、観光協会、商工会、ボランティアガイド、それから婦人会とか、JA、農業団体等々ございまして、その方たちと協働による推進をしていきたいというふうを考えています。

それから、4点目の情報の発信及び提供でございますけれども、これは道草の駅のイベントの情報だとか、それから観光関係情報、名所旧跡の歴史・文化、特産品等、それから行政の情報、それから広報の情報等々も用意をして、その辺も発信していきたいというふうに考えております。

それから、地域の活性化につきましては、イベントの開催ということで、空きスペースは多くございませんが、定期的な特産物の販売であるとか、随時販売等を考えておりますので、その辺は地域の活性化に役立てていきたいと。

それから、地域への関心を高めるまちづくり、これは町民に対する蟹江の総合的なPRということでもありますので、先ほどの観光等ともラップすると思いますが、ある程度情報を凝縮しまして、そこに集めまして、町外に発信していきたいということを考えております。

それから、最後になりますけれども、エコということでもありますので、オール電化ということ最後にさせていただきました。太陽光もありますし、それから緑化ウォール、緑化壁といえますか、そういう形もやっておりますので、その辺のリリースもしていこうと。それと、一番もととなるまちの駅の役割も、その中で果たしていきたいということを踏まえまして展開をしていくと。その中で、条例に基づく使用料を徴収していくと。ただ、初年度につきましては、とりあえず皆さんによく使っていただくために、その辺の運用も含めまして、今のところ、頭出し予算の1,000円として計上させていただいたところでございます。

以上であります。

○委員 中村英子君

この施設の基本的な収入源ということは、今ここに書かれているように使用料、それは初年度どういうふうに減免するだとか、柔軟に対応するだとか、そういう説明がありましたけれども、基本的な収入源は、まず使用料と、それから以前に説明のあった、そこで何かを販売したりした場合の何%、例えばこれは2割なら2割で書いてあるものもありますけれども、その事業やイベントを何かやったときの売り上げというか、収益というか、そういうものに対して2割をちょうだいだとか、何割をちょうだいという、そういう考え方、その両方の二本立てによる収入が基本ということよろしいんですかね、今の説明ですと。

○産業建設部長 河瀬広幸君

本当にこの考え方は公立の施設ですので、あくまでもこれは営業して、利益上げる施設ではないです。これは、本当に私ども何遍も言いますように、それで収益を上げる施設ではございません。あくまでも交流センターとして、いろいろ行政の目的に達するための展開をしていきますので、たまさか使用料としてはいただきますが、それが運営管理をするための財政なり、財源ということではございません。あくまでも施設の維持管理経費の一部に充てるという考え方で使用料をいただくということでございますので、どんどん営業して、営業利益を上げることではございませんので、その辺は、まず第1点に申し述べておきたいと思いま

す。

それで、交流施設でございますので、当然それは図書館を含めたいろんな施設の中で維持管理経費はかかりますが、我々としてもランニングコストについては、極力抑えるように努力をしますし、また使用料の中でも、ある程度一定のランニングコストを補てんできるような事業展開もこれから考えていきたいと思っています。その一たんとして、使用料以外にも、例えばバナー広告等も含めて収入が得られれば、それはそれで維持管理としての補てんができるだろうということはあるので、その辺も重ねて検討しながら進めていきたいと、このように感じております。

○委員 中村英子君

もちろん行政が利益を得ようとする施設ということは、常識では考えられないんですよね、普通は。ですけれども、今回の施設をつくるに当たっては、これだけ厳しい財政の中で、ランニングコストが永久にかかるようなものは、好ましくないという考え方が一つにはあると思うんですよね。ランニングコストのかかるものをつくることは好ましくないということについて、それは、この館を運営するやり方、使用料や、それから売り上げの何%をいただくことによって、ランニングコストというものを町の負担にならないようにすると、人件費は、そのとき別ということをおっしゃっていましたが、そういう考え方に基づいてやりたいというご説明だったと思うんですよね、当時。

だから、私は、その点において、ランニングコストというものが抑えられるか、おつりがくれば、またそれにこしたことはありませんけれども、ランニングコストがかからないという状態にするには、使用料と、それから事業をした人の収益の中から何割もらうというやり方によって、ここにランニングコストをかけないんだという、そういう考え方、それでやっていくというようなことだったと思うので、それは、そういうふうにやっていくのかということは今聞いたわけですが、別に収益を得るとか、もうけるとか、そういうようなことでは町の施設ですからないんですよね、今も申し上げたように、今の時代、新しいものをつくって、ランニングコストがかかるのは好ましくないよと、そういう考え方に基づいてやったことだから、その点についてのお考えは、ちゃんとしてもらわないといけないんじゃないかなと思うんですよね。

もちろんそれは人件費だって、これはかかってくるわけだから、本来だったら、それは持ち出しにならんほうが何だっていいわけですが、人件費は、最初から町のほうが持つような考え方だったので、だからきちんとした考え方を、あくまでもランニングコストというものは、ここを使う人たちによってペイされるなら、ペイされるという基本的な考えなら考えでいいし、ペイされなくても、町は持っていくんだということならことなんだけれども、そのやり方については、それには私は別に賛成するという気持ちはないですけれども、その辺はちょっとはつきりさせていただかないといけないかなと思うんですよね。

○産業建設部長 河瀬広幸君

確かに施設の維持管理、これは我々行政の課題であります。ランニングコストを抑えるのは当然でありますので、当然それは努力するのはやぶさかでございます。使用料の充当の中では、やっぱり皆さんに使っていただく、量を使うと、たくさん使っていただくためには、ある程度の費用負担はあるものの、それは過剰設定してはいけないという考えがございましたので、使用料の設定はさせていただきます。ですから、それで全部ペイということではなくて、その次はランニングコストを抑えるということと、将来的に例えば民間に指定管理者制度を使ってやるなり、施設の管理負担が緩和されるような施策は打っていきますが、まだ当分の間、まずは軌道に乗るまでだめですので、当分の間は行政主体で一応やりながら、将来的には、そういうような運営の移行も考えていきたいということで、お願いしたいと思います。

○委員 黒川勝好君

具体的にちょっとお聞かせ願いたいんですが、例えばワンデイシェフをやると、準備その他、朝10時から、片づけ終わって3時ぐらいまで借りると、それで大体15名から20名ぐらいのお客さんを呼ぶ計画があるということになりますと、幾らかかりますか。使用料のあれで計算すると、幾ら取られますか。例えば10時から3時、それで今の15名から20名ぐらいのお客さんを呼んで料理を出すと、そうすると幾ら取られますか。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

条例の3ページの別表に、調理スペース、1時間420円掛ける10時から3時ですと6時間ですので、一応掛けると2,520円というふうになります。

○委員 黒川勝好君

調理時間は調理して、多目的スペースも。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

料理スペースだけ使って、皆さんが食べる場所は多目的スペースですので、料理をつくる場所だけを町がもらうという、光熱水費の関係でもらうという考えだけで……

○委員 黒川勝好君

多目的スペースの使用料の時間が書いてあるじゃないですか。それで、お客さんが来て、そこでテーブルを使って食べるんじゃないですか。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

食べる人が不特定多数ですので。

○委員 黒川勝好君

だから、その人が招待をするわけですよ。自分のお客さんを例えば20名、きょう来ます。そのために10時から準備をして、お昼を出す。自分の時間でやるわけですよ。不特定多数じゃないですよ。

(「占有使用だよな」の声あり)

占有するんですよ、その人がそこで。それなのに、ただ調理スペースだけでいいんですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

そういうふうな実態とか、占有がありません。

○委員 黒川勝好君

当たり前だがね、そんな。だって普通そうでしょう。何で。

○産業建設部長 河瀬広幸君

先ほどの議論なんですけれども、このケースにつきましては、調理スペースとして維持管理料2,000円いただきますので、10時から3時だと、5時間で約2,000円なる。ワンデイシェフのやり方は、自分たちがつくるんですが、事前の申し込みを一般の町民から申し込みいただきますので、一般の町民の方が来て食べるということですので……

○委員 黒川勝好君

いや、僕の言っているのは、本人がそのグループで。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それは、まず全然違いがあります。

それと、もう一つ、黒川さんおっしゃるように、例えば自分の趣味の中でワンデイシェフをやりたい。調理実習室を借りながら、なおかつ自分の顧客を15人呼んで、一定のスペースでやるとした場合には、当然それにかかる占用料はいただきます。それについて考えたいと思っています。

○委員 黒川勝好君

だから、ほとんど使ってしまうということになると、幾らですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

大体、机を3つぐらい置きますので、人数によって、机の1つのスペースを考えながら、占用料をいただきたいと、このように考えます。

以上です。

○委員 黒川勝好君

だから、幾らだと聞いておるんだけど。だから、多目的スペースで、今の自分のお客さん、あそこはどれぐらいあるんですか。何平方メートルありますか。わかるでしょう。その人たちが3時間としようか、つくっておる時間、まだ来ないから、3時間、ほとんどフリースペースを使うということになると、幾らになりますか。貸し切りだと幾らですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

例えば奥のほうには観光関係の固定スペースがありますので、大体フリーになるのは16平米ぐらいになると思います。そうすると、16平米になりますと、多目的スペースで1時間につき30円ですので、16平米の30、480円、その5時間分ということになる。ですので、

2,000円ぐらいになりましたかな。大体そのようなカウントで考えたいということです。

○委員 黒川勝好君

カフェだよ、コーヒーだよ。コーヒーというのは、どういうやり方をされるわけですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

カフェという表現がコーヒーを飲ませるといった感覚にとられますのが非常にあれでして、できましたら外部者の方たちにお茶とか、カワラケツメイ茶等のものお出しするのがまず基本であります。

○委員 黒川勝好君

無料で。

○産業建設部長 河瀬広幸君

はい。ただ、それは、お茶等無料と考えたいと思いますが、それともう一つは、例えばこれからいろんな商工会の商品開発も含めまして、イチジクを今回やっておりますので、イチジクのジュースなどを出す感覚等は考えております。そのときには、きちっとカフェ的な要素もありますので、いろんな意味を含んだカフェという表現をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員 黒川勝好君

そうすると、今、河瀬さんも言われたとおり、あんまりお金はむやみに取れんということだと、言ってみえた試算で、100万円から110万円ぐらいの収入があるようなことを言われたけれども、無理ですね。100万円も収入はないですわ、多分ね、そうすると。それで、今の話で、管理費が年間200万円ぐらいですか、これは、人件費は別でしょう。

(「そうですね」の声あり)

人件費が今言われた180ぐらいだというと、400万円ぐらい毎年少なくとも最低要るわけですよ。それで、入ってくるのが100万円と言うけれども、これは多分、今言われた対応しておれば、本当に半分入ってくれば、ええところじゃないですか。そうすると、毎年350ないし本当に四、五百万円ですよ。こんなものもつとかわかると思うので、四、五百万円は毎年ほかあったらいいかん。ほかあったらなあかんという失礼ですけども、これは行政、サービス業だ。だから、ある程度の犠牲は払わないかんですけども、僕らこれが一番怖かったんですよ。これをつくるに当たって一番怖かったのは、ランニングコストですよ。これは、毎年本当に捨てるんですよ。そのために何しに、金捨てるために、金捨てるものをつくらないかんのかという、そこのところは僕はわからんですわ、まだ今でも。

ですから、これはできたんだから、なるべく住民の方にも使ってもらわなあかん、使ってもらわなあかんということは、ほとんどただ同然で使ってもらわなあかんということになるんですけども、本当に大変なことになってくると思いますよ。だけれども、それ以上の話はありませんけれども、だで、本当に町民の皆さんが納得される運営の仕方をしてやってく

ださい。

○委員 小原喜一郎君

私も1点だけ、まず最初に、資料の調書で、先ほど課長の説明の中で、町内業者4社と言われたんですけども、不勉強で申しわけありません。大笹組と加藤建設はわかるんですけども、そのほかで蟹江町内の業者というのと、どこなんでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

2ページの指名人調書を見ていただきますと、上からナンバーが4番の大藤建設株式会社蟹江支店。

○委員 小原喜一郎君

これは、蟹江町に事務所か何かあるんですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

そうですよ、はい。それと、5番の中谷建設の蟹江営業所。

○委員 小原喜一郎君

中谷。

○産業建設部長 河瀬広幸君

はい。中谷建設の蟹江営業所。

○委員 小原喜一郎君

これもあるのね。

○産業建設部長 河瀬広幸君

蟹江町がございます。

○委員 小原喜一郎君

そうですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

はい。それと、8番の株式会社大笹組、9番、加藤建設、この4社でございます。

○委員 小原喜一郎君

それで、次に私、イメージについて先ほど来から伺っておるわけでありましてけれども、私もイメージがちょっと十分のみ込めないんで、伺いたいと思うんですね。

まず最初に、4条に、交流センターの施設を占有して利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならないということですが、ここでの許可の単位、時間単位なのか、あるいは半日という単位もありますし、1日という単位もありますし、今の公共施設の使用の単位でいうと、大体おおむね昼間、昼過ぎ、夜というような形になっておるようですけども、この場合は時間単位ですか、どういう単位なんでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

別表の中で書いてございますように、まず多目的スペース、これは約54平米ございますけ

れども、これにつきましては、1平米につき1時間と、それから平米につき1日、あと一月と、この3単位で組んでございます。それは、いろんな事業展開の中で時間貸しする場合と、一月間占有する場合がありますので、それを含めて設定をさせていただきました。

それから、調理スペースにつきましては、これは平米単位ではなくて、時間単位で考えておりまして、1時間につき幾ら、1日につき幾ら、それから一月幾らという単位で設定をしております。

あと、駐車場、その他のスペースは、1平米につき1時間当たり幾らという単位の設定をさせていただきました。

○委員 小原喜一郎君

次に、5条関係でございますけれども、これは前条第1項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を徴収すると。ただし、車両を駐車する目的で駐車場を利用する場合は、この限りでないということは、単にあそこへ立ち寄るだけの人は、徴収しないということですね。

それで、施設利用の場合は、先ほど来の説明でありますと、例えば極端な話で言いますと、1カ月占有使用の場合でいいますと、毎日、駐車場、駐車する料金を徴収するということになるのでしょうか。それが1点。

それから、もう一つは、先ほど課長答弁の中でありました駐車場スペースも狭いという点もあるので、町のここの駐車場、利用することもあるということを言われたんですが、そういうふうになった場合の駐車場管理、使用料とのかかわりで、どのようにおやりになるんですか、ちょっと伺いと思う。

○産業建設部長 河瀬広幸君

駐車場に関しては、これは平面的な使い方をしますんですけれども、基本は観光客の場合、寄られた方が使っていただくと。あとは、一応使用時間、要するに短い時間の中で例えば青空市場をやるだとか、その場に使う場合を想定して、1時間単位の設定をしておりますので、基本は来られた方がとめられると。ただ、それ以外で短期間に使うこともあり得ますので、時間帯の設定をさせていただいた。駐車場というのは、図面を見ていただくとわかりますように、屋外スペースとしてとらえていますので、駐車場も屋外の一つのスペースと考えました。ですから、そういう考え方をしましたので、駐車場以外の利用としましては、一時的に使用する青空市場、それから朝市等、その辺を想定したときの時間帯の設定をさせていただいたのが事実でございます。

ですから、あと駐車場に関しましては、近くに町の駐車場もございますし、当然訪れる目的で来られた方は、町の駐車場を使っていただくのが、厄介がないのかなと思います。その辺のところは、施設間の中で維持管理してもらいながらやっていきたいというふうに考えています。

○委員 小原喜一郎君

そうすると、つまりいっぱい、この駐車場を利用する場合もあるわけですね。そういう場合の使用料とのかかわりで、駐車場管理はどういうふうにされるんですか。

(「面となって使ったりすることと、車をとめることと区別する」の声あり)

○産業建設部長 河瀬広幸君

すみません。説明がちょっと不足だったかもわかりません。もともと駐車場というのは、あくまでも道草の駅へ来た方たちが使うものであって、一般を見る、人で見るという形で……

○委員 小原喜一郎君

いや、だから、来た人たちがこっちを使う場合ということを知っているんだよ。

○産業建設部長 河瀬広幸君

もし駐車場が、道草の駅に先客が見えて、駐車場に車が置いてある場合は、これは例えば学戸ふれあいプラザの運動場の駐車場とか、役場の駐車場とかは、おとめくださいということは言えます。それは、もちろん施設に訪れる方なので、当然これは無料ですね。有料にするのは、占有して使う場合ですので、駐車場に例えばテントを張ってイベントをやったとか、そういうときに使う場合についての時間設定の単価ですので、それ以外は当然として……

○委員 小原喜一郎君

事前にチェックできると。

○産業建設部長 河瀬広幸君

そうです、はい。使用許可を出しますので、当然2時から3時までは、Aさんという方が駐車場で物を置かれますとなれば、これは許可制ですので、その時間は当然お金を払っていただくというようになっております。

○委員 小原喜一郎君

事前に許可はわかるので、許可云々と言いますがけれども、事前にはわかりませんよ、どなたがその日に来るかわかりませんので、それは事前につかむったって、これは無理ですよ、この契約をとるにしたって。

○委員長 吉田正昭君

いいですか、それ。

○委員 小原喜一郎君

いや、いいですよ。あらかじめ契約しておくということか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

大変失礼ですけれども、ごめんなさい。もし間違えたら、ごめんなさい。駐車料金としてとらえてみえるんですか。

○委員 小原喜一郎君

そうだよ、うん。

○産業建設部長 河瀬広幸君

いや、そうじゃありません。あくまでも施設ですので、普通の車をとめるのは結構なんですわ。例えばちょっとまちなかセンターへ行って、今どんな催しがあるのかななんて、ちょっと行かれる方は、とめられても……

○委員 小原喜一郎君

いや、それは最初に言ったように、それはわかっているの。つまり占有して使う人の駐車場だよ。これは取ると書いてあるじゃん。

(「用地で商売をやったりするときには、料金が要るよということですよ」の声あり)

○産業建設部長 河瀬広幸君

それは、当然、駐車場の用地を使う場合については、駐車以外の目的で使う場合は、当然使用料をいただきます。

○委員 小原喜一郎君

つまり、駐車する以外のことに使うということ。

○産業建設部長 河瀬広幸君

そういうことです。

○委員 小原喜一郎君

そういうことか。

(「はい」の声あり)

なるほど。

それで、今度は9条関係になるわけですけども、つまりこの表ですね。横の表で、1カ月単位でお借りする場合もあるわけですよ。当然、想定されているわけですよ。そのケースについて、具体的にちょっとイメージとしてわからないわけですけども、どんなケースがあるんですか。例えば1カ月多目的スペースを全部借りることも可能なのか、先ほど多目的スペースは、50平米だと言いましたか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

約54平米。

○委員 小原喜一郎君

54平米のうちの全部を占有するなんてことになってしまうと、困ってしまうわけだね。だから、では部分を占有してお借りするということになると、何か仕切ったりなんかするんでしょう。どういうふうにしてやるんでしょうか、ちょっとイメージがわからないので、伺いたいんですけども。

○産業建設部長 河瀬広幸君

使い方は、フリースペースをフルに使う場合は約54平米になりますが、間仕切りのつい立

てがございまして、移動式のつい立てがございまして。それで間仕切りをやって、スペースを使うことも考えておりますし、ただ一月間の長期使用になりますと、やっぱりもともと公共施設としての占有が長過ぎますので、想定はしておるものの、今のところ、まずその可能性は少ないだろうというふうに考えております。

○委員 小原喜一郎君

それで、もう一つは、調理スペースのこれを見れば、1カ月単位での借用もあり得るわけなんですけれども、これはどんなケース、どんなことが予想されるんですか。例えば町には一定の調理員も置いて、それなりのことをする計画があるわけなんだろうけれども、例えば調理スペースを住民が借りる場合は、これの表から見ても5万4,000円かかるんでしょうか、一応あるわけなんですけれども、これはどういうことが予測されるんですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

調理スペースで主に使うのは、ワンデイシェフ等がもうございまして、知多市のワンデイシェフの形態を見てみますと、やっぱりどうしても10時から2時か3時ごろまでは、毎日毎日日替わりでそういうあれがありますので、まちなか交流センターがポピュラーになりまして、皆さんが本当に使っていただくとなれば、かなりその利用度が増すと思うんです。そういったときに、調理スペースを毎日10時から2時、3時まで、調理をする一つの時間、それを占有する場合については、一月単位の単価を提供して、使用料を考えていきたいと。その運用につきましては、これから規則で定めたいと思っていますので、それを踏まえて、また検討したいというふうに考えております。

○委員 小原喜一郎君

そうすると、町が抱える直属の調理員とのかかわりで、ちょっともう少し詰めておきたいと思うんですけれども、町は資格を一遍取って云々ということの理念だけれども、置くということでは言われたですね、最初。その人とかかわりで何うわけで、調理人の方の中には、一般にそこへ立ち寄った皆さんにコーヒーなり何なりのサービスをしたい場合、占有して借りておる人たちの調理員というか、調理をする人たちとかかわりというのは、どういうふうになるんですか。一つの調理室でやるわけでしょう。どうなるんですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

町の職員ですね。

○委員 小原喜一郎君

町の職員は、基本的にはやらないと、そういうことは。

○産業建設部長 河瀬広幸君

はい。基本的には、町の職員は料理をやりません。

○委員 小原喜一郎君

調理員の資格を持っているだけで、やらない。

○産業建設部長 河瀬広幸君

いえ。調理員については、これはまた別の話でありまして、食品衛生管理者という資格を取るわけです。その資格を取って……

○委員 小原喜一郎君

いるということだけで、そういうことを直接のサービスは行わないということですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

そういうことです、はい。直接調理したりはいたしません。

○委員 黒川勝好君

営業時間ですけれども、例えば基本的には昼間を想定されておると思うんですが、夜使いたいということになると、どういう対応をされるわけですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

今は公共施設としてとらえておりますので、当然、土日はやりますが、一般的には9時から5時、ただこれから展開していく中で、当然、委員もおっしゃるように、夜使いたいと、需要が出てくると思いますので、その辺はちょっと職員の体制も含めまして、早急に検討したいと。今のところは、9時5時でお願いしたいと考えています。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(「はい」の声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第9号「蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 吉田正昭君

次に、議案第14号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(「進めて」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「ありません」の声あり）

ありませんか。

（「はい」の声あり）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認め、議案第14号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 吉田正昭君

次に、議案第16号「町道路線認定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

（「ございません」の声あり）

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第16号「町道路線認定について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 吉田正昭君

次に、議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

（「ございません」の声あり）

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 小原喜一郎君

この統合によって、職員の増減はありますか。つまり、統合によって、現況から職員の増減の変化はありますか。今の現状どおり。

○産業建設部長 河瀬広幸君

今は、私ども産業建設部の中に下水道課がございまして、委員ご存じのように、この4月から企業会計のほうに入ります。それで、昨年から一部民間が引っ込めた地区に下水道が入っております、かなりの需要が予想されますので、下水道課としましては、増員を予定しております。

○委員 小原喜一郎君

何名。

○産業建設部長 河瀬広幸君

今のところ、2名を予定しております。それは、これから4月になりますと、当然22年度予算にありますように、8億円近い需用費持っておりますし、それからどんどん供用開始がふえていきますので、それを強化するという意味で、今のところは2名の増員を予定しております。

○委員 小原喜一郎君

新たに任用する職員ですか、それとも、よそから引っこ抜いてくる職員ですか、増員は。

○産業建設部長 河瀬広幸君

私としましては、一番難しい時期ですので、できれば現存の技術職員含めた経験者を配置したいというのがあると思います。

○委員長 吉田正昭君

いいですか。

○委員 小原喜一郎君

わかりました。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

水道部の立場で話しさせていただきますと、まず納付書の一本化という形が来年度にございます。その関係で、一応納付を渡したら、今度、徴収までという話になってきますので、事務が繁雑にはなってはいけませんので、増員もちょっとは考えているつもりでございます。以上です。

○委員 小原喜一郎君

町長にちょっと聞いておきたいんですが、職員定数とのかかわりで、新たにふやさなきゃならんと思っていられるのか、それとも現況から異動するだけで事足りると思っていられる、ちょっと聞いておきたいと思います。

○町長 横江淳一君

まだ、人事のことですので、今ここではちょっとすべてのことは申し上げられませんが、実際、下水道の技術を持った人事で対応したいと。新たに増員というのは、全体の増はないというふうに思っていた方がいいと思います。職員増はできません。むしろ、まだ職員の削減をしなければいけない状況にあるかもしれません。ただ、ご存じのように、

4月からの供用開始も含めて、企業会計と、それから特別会計と2つが当分の間は並行して始めなければいけませんので、先ほど水道の担当が言いましたとおり、複雑な徴収事業も当然来ます。そのところが間違いのないようなスタートがしたいものですから、それにたけた職員を回したいなということで、今検討して、一応配置はつける予定にしておりますが、実質上それぞれ別々だったものを1つにして、若干効率性が図れますが、その職員のスキルについての検討は、しっかりやるつもりでありますので、プラスマイナスはそこで調整したいと思います。よろしくをお願いします。

○委員 小原喜一郎君

そうすると、新たに下水道業務というのは、料金徴収も含めて仕事量というのは、実務的にいっても、あるいはそれは通帳落とし全部ならいいんですけども、必ずしもそうにはなりませんので、集金体制やそういうものも必要になってくるわけですね。水道料金とのかかわりで、一緒に統合してやれば何とかなるというふうになるのか、それともいろんなことも予測されると今なるわけで、その辺もどんなふうに検討されておるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

今の委員のご指摘どおり、今では振り込みが大体7割、それからコンビニが1割、銀行の引き落としが、それで振替というか、それが1割、それから集金1割という形になっております。そういう中で、一本で、振り込みでやっていただくのが一番ベストなんですけど、残りの3割の人の対応を、これからもまだ徴収員の方、検針員の方、そういう人たちとの話も入れないかと思っておりますけれども、そのところで、まだ結論に至っておりません。一応その検討課題としては今詰めておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されております案件はすべて終了しました。

なお、委員長報告については、私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(午後 2時39分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 吉 田 正 昭